

河合町子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 3 1 日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町規則第 7 号

河合町子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

河合町子ども医療費助成条例施行規則（平成17年7月河合町規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（様式第1号。以下「受給資格証交付申請書」という。）に乳幼児に係る」を「（様式第1号）に、医療の助成の対象となる子どもが就学児にあつては子ども医療費受給資格証交付申請書（様式第1号の2）に、当該子どもに係る」に改める。

第3条第1項中「受給資格証交付申請書」を「前条に規定する乳幼児医療費受給資格証交付申請書又は子ども医療費受給資格証交付申請書（以下「受給資格証交付申請書」という。）」に、「乳幼児医療費受給資格証（様式第3号）」を「医療の助成の対象となる子どもが乳幼児にあつては乳幼児医療費受給資格証（様式第3号）を、医療の助成の対象となる子どもが就学児にあつては子ども医療費受給資格証（様式第3号の2）」に、「乳幼児医療費受給資格証交付申請却下通知書」を「乳幼児・子ども医療費受給資格証交付申請却下通知書」に改め、同条第2項中「受給資格証を」を「同項に規定する乳幼児医療費受給資格証又は子ども医療費受給資格証（以下「受給資格証」という。）」に改める。

第4条の2中「乳幼児医療費助成金支給申請書」を「子ども医療費助成金支給申請書」に改める。

第6条第1項中「受給資格証再交付申請書」を「乳幼児・子ども受給資格証再交付申請書」に改める。

第7条第1項中「乳幼児」を「子ども」に、同項第3号中「（様式第9号）」を「（様式第8号）」に改める。

第7条の2第1項中「（様式第10号）」を「（様式第9号）」に、同条第2項中「（様式第10号の2）」を「（様式第10号）」に改める。

第8条中「（様式第11号）」を削る。

様式第1号中「（第2条、第5条関係）」を「（第2条関係）」に、「交付（更新）」

申請書」を「交付申請書」に、「対象者」を「乳幼児」に、

「

生年月日 H . .	
氏 名	住 所
乳幼児との続柄	

」を

「

生年月日 H . .	個人番号
氏 名	住 所
乳幼児との続柄	個人番号

」に

改める。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号中「乳幼児」の次に「・子ども」を加える。

様式第3号中

「

受
給
者

」を

「

乳
幼
児

」に改め、同様式に次に

次の1様式を加える。

様式第4号の2を次のように改める。

様式第5号中「乳幼児」の次に「・子ども」を加える。

様式第6号中「乳幼児」を「子ども」に改める。

様式第8号を削り、様式第9号を様式第8号とする。

様式第10号中「乳幼児」を「子ども」に改め、同様式を様式第9号とする。

様式第10号の2中「乳幼児」を「子ども」に改め、同様式を様式第10号とし、様式第11号を削る。

附 則

1 この規則は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙については、改正後の規則の規定にかかわらず、必要な修正を加え使用できるものとする。